



〈写真・菊地信夫〉

たおやかに 心赴くまに

勢いのある筆遣いで、大胆な構図をキャンバスに描く秀川太一さん（奥）。一方、双子の弟・健太さんは、慎重に色を選びながら空気感のある世界を生み出す。自閉症の二人が地元秦野市の絵画教室で油絵に挑戦し始めて3年。良い意味で期待を裏切ってくれるという作品は、高校一年とは思えない秀作ばかりだ。「幸せな時間をいっぱい過ごしてほしい」教室の先生や仲間、家族の温かい気持ちに支えられ、今日も二人はほとぼしる個性を筆に託す。

◆秀川さん兄弟の作品を掲載中 <http://ameblo.jp/ukkaricaco/>

contents

- 02 特集 福祉現場の声を制度・施策へ
- 04 NEWS & TOPICS
 - ・「年末たすけあい運動」実施中！
 - ・第22回全国医療福祉施設大会開催報告
 - ・「生きにくさ」を抱えた障害者支援
- 06 私のおすすめ
 - 親子で冬の季節飾りを作ろう！
- 07 福祉最前線 神奈川県里親会
- 08 連載 福祉社会をひらく～県社協60年－第9回－
- 10 県社協のひろば
 - ・震災を風化させないために～施設部会研修会開催報告
 - ・福祉・介護の就職活動を支援します！
- 12 かながわ*Hot* 情報
 - 自立援助ホーム「みずきの家」（南足柄市）

福祉現場の声を制度・施策へ

福祉課題が複雑多様化する中、障害者総合福祉法や子ども・子育て新システムの構築など、さまざまな検討が行われています。こうした国の改革を待つばかりではなく、日ごろ福祉の最前線で活動する本会会員の意見や提案を集約し、神奈川の福祉を向上させていくために、本会は「政策提言委員会」（以下、「委員会」）を、本年度設置し、十二月五日に県に提言集を提出しました。今号では、提言にあたり、本会会員等を実施した課題把握調査（以下、「調査」）や委員会での議論を取り上げます。

「政策提言委員会」の取り組み

福祉サービスが広がりを見せる一方で、サービスへのつながりにくさ、制度の狭間にある課題、地域社会の生きづらさ、虐待等の権利侵害など、福祉課題は多岐に渡ります。

そこで委員会では、本会会員組織の部会・協議会・連絡会（※）を通じて、それぞれの立場からの政策提言やその背景にある課題などを把握する調査を実施しました。

委員会では、この調査を踏まえ、部会・協議会・連絡会代表者との意見交換を行いながら、本県における福祉制度・施策の課題について議論を進め、提言集をまとめました。

提言集は、第一部に二つの重点提言、第二部には六つの政策提言、第三部には、部会・協議会・連絡会からの提言で構成されます。（下表）

重点提言の二つは、調査で把握された提言項目や課題をもとに、会員

各方面からの懸念が最も大きかった「格差のない福祉サービス水準の確保に向けて」と、会員などの関係者と共に地域福祉を推進する団体である本会の役割を鑑みて「身近な地域における地域福祉の推進」としました。

「社会福祉制度・施策への提言」提言項目

第1部 重点提言

- ①格差のない福祉サービス水準の確保に向けて
- ②身近な地域における地域福祉の推進

第2部 政策提言

- ①福祉人材の確保・定着・育成
- ②権利擁護の促進
- ③多様化・複合化する福祉課題への対応の促進
- ④セーフティネットの仕組みの改善
- ⑤福祉サービスの質の向上
- ⑥東日本大震災をふまえた災害時への対応

第3部 部会・協議会・連絡会からの提言

格差のない福祉サービス水準の確保に向けて

調査では、児童福祉関係者から、いわゆる「地域主権改革に基づく一括法」により、児童福祉施設に関する最低基準が五縣市（県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）への条例委任となることで、所管する自治体によって、これらの児童福祉施設の養育環境に格差が生じる懸念があると挙げられました。

この一括法により、厚生労働省の定める最低基準を満たしながら、地域性に応じた施設整備が可能となりますが、虐待等を背景に、子どもが乳児施設や児童養護施設に措置され、養育された場合、子どもがどこに住んでいても、養育環境に差が生じないよう、五県市間の調整が必要となることを指摘しています。

また、母子生活支援施設の設置状況をみると、県内に十三カ所（横浜市（八）、川崎市（一）、相模原市（一）、横須賀市（一）、平塚市（一）、藤沢市（一））ありますが、建物の改修状況や職員配置の手厚さに、政令市と他自治体では格差があると言います。

政令市にある施設を県域住民が利用することも少なくないことから、県域における施設の増設と職員の確保の要望が挙げられました。

また児童や母子生活支援の分野と同様に、障害福祉関係者も、サービ

※本会の会員構成

第1種正会員（5部会）

- 経営者部会（社会福祉法人経営者等）
- 施設部会（10協議会：児童福祉施設・母子生活支援施設・保育・老人福祉施設・障害福祉施設・社会就労センター・福祉医療施設・更生福祉施設・地域生活施設・介護老人保健施設）
- 民生委員児童委員部会
- 保護司部会
- 市町村社協部会

第2種正会員連絡会

当事者組織やボランティア組織等

第3種正会員連絡会

その他社会福祉に関連ある組織

スの実施主体が市町村となったことによる格差を指摘しています。

調査では他にも、「市町村の障害福祉サービスの充実」「重症心身障害児施設を湘南圏域に設置」「肢体不自由者向けグループホームの設置」などが挙げられました。県内全体で見れば福祉施設等は増加していますが、どの地域でも十分というわけではありません。

地方分権化に伴い、市町村がサービスの実施主体となり、特徴を生かしたサービスを柔軟に提供していくしくみへと変わってきました。それぞれの市町村では、人口規模や利用ニーズに伴い、サービスの量・質の確保に向けた単独補助制度等の整備などに努めています。高年齢・児童・障害などの分野を問わず格差が生じてきています。

委員会においても、県が主体となり広域調整を図っていくことや、

サービス水準の格差是正に向け、政令市の取り組みを考慮しつつ、県域市町村への助成措置を講じるなど制度的対応を求めています。

身近な地域における地域福祉の推進

次に委員会が焦点を当てた「身近な地域における地域福祉の推進」についてです。

隣保館や地域福祉センター等の地域生活施設関係者は、住民参加による活動を促進するため、福祉施設や地域包括支援センター等が「地域拠点」となり、地域住民に働きかけていく役割があることを指摘しました。

具体的には、中学校区等の日常生活圏域での「地域福祉活動計画」づくりの支援や、地域拠点への専従職員の配置等が提案され、社会福祉法人の地域貢献等が注視される現状を踏まえた、重要な指摘となりました。



去る12月5日、中島栄一県保健福祉局長（右）に、提言集を渡す林英樹本会会長（左）

地域には、認知症のある高齢者のみ世帯や、認知症の親と障害のある子の世帯など、個人の生活課題だけでなく、世帯としての生活課題が絡み合い、複合的な支援が必要とされるケースも散見されます。こうした個別の生活課題に、公的な福祉サービスののみでなく、日ごろの見守り活動や、生活を支え合い、助け合う取り組みが求められています。

市町村社協には、そのような取り組みを推進していく役割と技術を持った専任職員を配置していく必要がありますが、そうした業務は、介護保険事業のようにサービス対価に応じた報酬が得られているわけではなく、公的財源が頼りになります。しかし、行政の財政状況がひっ迫している現在、その影響を受け、職員配置がままならない窮状が訴えられました。

民生委員児童委員については、住民の身近な相談役として活動する上での個人情報に関する課題や、メディアを活用した活動状況の周知などが挙げられました。

高齢者や子育て中の親などが集う居場所づくりや、地区社協等の小地域福祉活動推進組織の組織化など、従来からの小地域福祉活動が進められています。次第に近隣関係が薄れ、福祉課題のある個人・世帯が孤立していることが、喫緊の課題となっています。

個別の生活課題に気づき、住民と共に学ぶ機会をつくり、住民が主体となる参加の場づくりを進め、地域に共助の関係をどう広めていくか。私たち福祉関係者が改めて受けとめべき課題でもあります。

制度・サービスの狭間の課題

ここまでで紹介した課題だけでなく、調査では、さまざまな福祉課題が挙げられました。

障害のある人の青年期の余暇

障害福祉関係者からは、知的障害のある方の指向や生活のテンポが尊重された余暇支援や、社会生活を経験できる場として、「カルチャーセンター」のような、地域の人々と交流ができる開かれた場所を、生活圏に整備することが提言されています。

この背景には、学校と家庭の往復に終始しがちな状況や、家族や教員など限られた人間関係の中で過ごすことも少なくない生活環境があります。自ら行動範囲を広げ、社会を体験していく青年期に、自身と向き合い、自立に向けた準備ができるよう適切な支援が必要となっています。

複合的な課題のある母子支援

母子生活支援施設の関係者は、配偶者等からの暴力（DV）などの背景を理解した、児童相談所・福祉事務所との連携による、適切な支援の必要性を挙げています。

たとえば、利用家族に精神疾患や

知的障害がある場合など、職員との安定・安心した信頼関係を踏まえた支援が求められますが、入所待機となると、特に都市部においては、緊急避難場所を転々とする生活を余儀なくされます。そのようなとき、利用家族と支援者との関係を途切れさせないように働きかけたり、施設間の連携を調整するような、児童相談所や福祉事務所の継続的な関わりが求められています。

課題を受け止め、政策提言に

委員会での議論を通じて、会員相互に共通する福祉課題を見ることができ、行政に対して制度的対応を提案するだけでなく、私たち福祉関係者による主体的・横断的な取り組みが必要であることを改めて確認しました。また、今号では全てを紹介できませんでしたが、調査から見える多くの福祉課題は、どれも県内の福祉関係者や県民の皆さまと共に考えていきたいものばかりです。

本会においても会員を始めとする皆さまと協力しながら、課題解決に向けた取り組みや、課題を深める場づくりを行うとともに、制度・施策についての提言に今後も努めてまいります。

*『社会福祉制度・施策への提言』は本会ホームページ (<http://www.knsy.k.jp>) に掲載しています。

（企画調整・情報提供担当）

年末たすけあい運動 実施中！

共同募金事業には、十月から十二月まで実施される「赤い羽根募金（一般募金）」と、十二月に実施される「年末たすけあい募金」の二種類があります。「赤い羽根募金」で集められた募金は、主に県内の民間社会福祉施設・団体が行うさまざまな事業を応援するために使われるのに対し、「年末たすけあい募金」は市区町村の地域ごとに実施される福祉活動のために全額活用されます。

昭和二十八年、越年支援を目的として住民同士が米や衣服などを持ち寄ってお互いを助け合う「一品持ち寄り運動」として始まった「年末たすけあい募金」は、最初の数年間、物品による寄付が中心でした。その後、月日の経過とともににお金による寄付に様変わりしてきたため、昭和三十四年から共同募金運動の一環として行われるようになり、日々の生活支援が必要な人々を支えるための財源として活用されるようになりました。

最近では、独居高齢者へのおせち料理の配達や、病院などへの送

迎サービスを提供する団体の活動費に充てられたり、地域ぐるみでボランティア活動を推進している団体や障害者団体をはじめ、公的援助に恵まれない小規模な福祉団体の活動にも支援の輪を広げています。また、新たに公募方式を取り入れて、支援の範囲を広げる地域も増えてきました。

平成二十三年度の年末たすけあい目標額は三億九千七百三十四万円。「誰もが住み慣れた街で安心して暮らす」ために、地域ごとにさまざまな福祉事業が計画されています。

皆さまの温かいご支援をお待ちしています。よろしくお願いいたします。

◇実施期間：平成23年12月1日（木）～31日（土）

◇寄付金受付窓口：共同募金会市区町村支会

◇寄付金・配分金の取り扱い：

各支会で受け入れた寄付金は本会に送金され、その後、当該地域の事業費として全額活用されます。

◇問合先：

県共同募金会

☎045-312-6339



福祉と医療の包括的支援 を担う施設として

―第22回全国福祉医療施設大会開催―

去る十一月二十四日から二日間、第二十二回全国福祉医療施設大会を本県にて開催し、約二百名の参加がありました。

本大会は無料・低額診療事業（以下、「無低事業」）を行う施設の役員・職員が集う大会です。

「無低事業」とは、社会福祉法に第二種社会福祉事業として規定されており、生活保護を受けている方や生計困難な方が、経済的・社会的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行うものです。福祉の専門職が相談に応じる等、医療と福祉の包括的支援を行っています。

今年度の大会は、「福祉医療施設が果たすべき役割―被災者支援と福祉医療に求められるもの―」をテーマに、一日目は、高橋信夫さん（全国福祉医療施設協議会会長）の基調報告、諏訪徹さん（厚生労働省社会・援護局総務課社会福祉専門官）の行政説明、各施設の従事者が実践報告を行う分科会、河

幹夫さん（神奈川県立保健福祉大学教授）の講演が行われました。

分科会では、「生計困難者」のための一面的な課題解決のみではなく、多面的な福祉的配慮を必要とする「生活困難者」のニーズへの的確な対応の必要性など、さまざまな報告・提言がなされました。

また二日目は、コーディネーターの武内昶篤さん（福多摩済生医療団理事）、

田島誠一さん（財）日本老人福祉財団理事長）、服部安子さん（浴風会ケアスクール校長）、吉井宏さん（福）恩賜財



シンポジウムでの被災地支援の報告から、福祉・医療を包括的に行う施設の役割が確認されました（写真は右から武内さん、田島さん、服部さん、吉井さん）

団済生会神奈川県病院院長）によるシンポジウムと、分科会の報告が行われました。

今後も福祉と医療とをつなぐ重要な役割を、連携・協働のもとに果たしていくこと、そのための信頼関係構築を目指していくこととし、閉幕しました。

（社会福祉施設・団体担当）

福祉のうごき

2011年10月31日～11月28日

●再犯率14年連続で増加

11月11日、法務省は「平成23年版犯罪白書」を公表した。これによると、一般刑法犯（交通事故を除いたもの）の検挙者のうち、再犯者の占める割合が42.7%と14年連続で上昇していることが分かった。特に高齢者の増加傾向が著しく、平成3年の検挙人員の6.8倍となり、高齢者人口の増加率をはるかに上回る勢いをみせている。また少年・若者の再犯率も32%と13年連続で上昇しており、同省は、継続的な指導・相談体制の強化や就労の確保・維持等の課題をまとめている。

●永住外国人は生活保護対象

永住権をもつ大分市の中国籍女性（79）が、市が生活保護の支給を認めなかったのは違法だとして、市に却下取り消しなどを求めた訴訟の控訴審で、福岡高裁は11月15日、永住外国人が日本人と同様に生活保護法の対象となることを認める判断を初めて示した。

これまで国内で働くことに制限がなく自立できる永住外国人は生活保護の対象となっていたが、不服申し立ては認められなかった。この2審判決では、いわゆる「国籍条項」削除のきっかけとなった難民条約批准（1982年）の際、生活保護は法改正せず通知によって外国人も適用対象とする運用を維持した経緯を重視して判断が下された。

●県「こころの電話相談」通話無料へ

11月21日より、県精神保健福祉センターで行う「こころの電話相談」がフリーダイヤル（無料）となった。併せて県は電話回線を増設し、相談時間を拡充している。本県の年間自殺者数は1,800人を超え、深刻な状況が続いており、県は相談体制の充実強化を図ることを目的に、9月補正予算事業として計上していた。

◆こころの電話相談 ☎ (0120) 821-606

相談時間：月～金曜日 午前9時～午後9時

Movement of welfare

「生きにくさ」を抱えた障害者支援（福翔の会地域セミナー開催）
（福翔の会では、地域との連携・協働により福祉課題を解決していくために、毎年地域セミナーを企画し、今年度は『生きにくさ』を抱えた障がい者への支援』をテーマに、去る十一月二十六日、J Aさがみ茅ヶ崎支店にて開催しました。セミナーは、知的障害者更生施設「かりいほ」施設長の石川恒さんの基調講演に始まり、続いて、地域生活定着支援センターの赤平守さん（東京都同センター長）、

山下康さん（本県同センター相談員）より、刑務所等の矯正施設を退所した人の福祉サービス調整等について報告がありました。
「かりいほ」では、矯正施設を退所した人や、DVや虐待、障害などさまざまな理由により「生きにくさ」を抱え、家族や地域の中に居場所がなくなった人たちの支援を三十年以上続けています。
「これまでの自分の人生を受け入れ、もう一度自分の望む生活を手に入れる『生き直し』のために、福祉支援者が関わりを絶やさず、どれだけ利用者と柔軟に向き合え

るか。人間関係づくりが鍵になる」と石川さんは言います。
利用者に合わせた支援方法を探っていくこと、利用者が自分自身を大切に思えるような関わりをもつこと、利用者に選ばれる福祉であること、そこに福祉の専門性があると語りました。
セミナーを通して、地域の福祉支援のあり方を見直すとともに、地域に暮らす人たちの「生きにくさ」に気づき、共に支え合うことができるか、私たち一人ひとりへの課題として投げかけられました。
（企画調整・情報提供担当）

一般家庭から大型ビルまで
最新のエレクトロ技術により
安心と安全を提供します。



京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本 誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人

神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝 ☎045-412-2110

同 辻村 祥造 ☎045-311-5162

同 西迫 一郎 ☎046-221-1328

同 林 雄一郎 ☎0466-26-3351

代表理事 八木 時雄 ☎042-773-9266

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



株式会社 神奈川機関紙印刷所
KKI

〒238-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700 ☎ FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1766 FAX045(780)1598
http://www.kki.co.jp/

私のおすすめ

親子で楽しめる簡単工作

冬の季節飾りを作ろう！

季節は移り変わり、今年も冬がやってきました。クリスマスやお正月などのイベントが続き、子どもたちも心がわくわくと浮き立つ日々です。

そこで今回は、家庭で手軽にそろう材料を使い、親子でクリスマスや雪だるまの飾りを作ってみませんか。子どもと一緒に手作りした季節感あふれる飾りは、お部屋を温かく彩り、いつも楽しい気分にならせてくれます。

❖ 簡単に手に入る道具や材料で

工作には、道具と材料が必要です。(N)ままとんきっずの「グループ保育とんとん」の保育士によると、道具はハサミと接着剤があればOK。ハサミは子どもの手の大きさに合ったものを用意し、初めは大人が手を添えながら使い方や注意点をしっかりと教えます。接着剤は紙・木・布などに使え、乾くと透明になって仕上がりがきれいな木工用ボンドがおすすめです。材料はどこの家にもよくある牛乳パック・トイレットペーパーの芯・レジ袋などをリサイクルしましょう。また、100円ショップに行くと折り紙・色画用紙・シール・リボンなどが種類豊富に取り揃えられているので、利用するのも楽しいです。

❖ 親子で切ったり貼ったりに熱中

それでは、牛乳パックやトイレットペーパーの芯で、クリスマスツリー・サンタクロース・ろうそく・長靴などを作ってみましょう。赤・緑・白・金・銀といったクリスマスカラーの折り紙や色画用紙を使い、下の写真のクリスマス飾りを参考に自由にアレンジしてください。ほとんどの子どもは1～2歳の頃から細かい作業をすることが大好き。ハサミを使ったり、さまざまな色、形の



自由な発想で作るのが楽しい工作。クリスマス飾りの雰囲気を出すためのポイントは、クリスマスカラーを活用すること

今月は ⇨ **NPO法人ままとんきっず**

がお伝えします！

1993年、子育て中のお母さんが集まり、子育てタウン情報誌「ままとんきっず」を発行。子育てに関するメール相談、親子が集うサロン運営、各種講座の開催など、子育て支援活動を展開。情報誌・単行本の発行物は40冊を超え、一部は海外でも翻訳出版。最新刊『子育てしながら輝いて生きる—0～6歳育児を楽しむママたちの声—』も大好評。2010年の内閣府「チャイルド・ユースサポート章」を受賞。

〈連絡先〉川崎市多摩区菅田堤3-5-43

TEL/FAX 044-945-8662

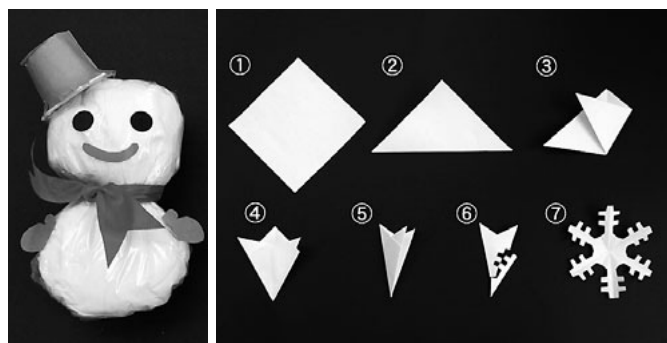
URL <http://www.mamaton.jp.org/>

紙やシールを貼ったりすることで集中力がつき、いすに一定時間座っていられるようになるでしょう。

❖ 親子の共同作業は貴重な体験

雪だるまの飾りは、レジ袋やビニール袋にティッシュ・キッチンペーパー・エアクッションなどを入れて雪玉とし、リボンを襟巻きにします。コーヒー用ミルクのミニカップに折り紙や色画用紙を貼ったバケツを頭にのせ、それぞれの形に切った目・口・手を貼ると、できあがりです。下の写真のように白い紙で雪の結晶を作り、窓ガラスに雪だるまの飾りと一緒にいくつか並べて貼り付けると、お部屋が一気ににぎやかな冬の装いになります。

親子で力を合わせて物を作り上げていくことは楽しく、親子のつながりを深められる貴重な体験です。これからも季節ごとに飾り作りに挑戦してはいかがでしょうか。



(写真左) 折り紙でも、裏面がシール状で、のりを使わずに貼れる「折り紙シール」を使えば、より簡単

(写真右) 雪の結晶の作り方。順番どおりに折り、一部切り取って広げると、あらびっくり結晶に

インフォメーション

■(N) ままとんきっず「グループ保育とんとん」

未就園児の少人数保育を実施。カリキュラムのひとつ「製作(工作)」は、子どもにも保護者にも大好評。詳細は、(N)ままとんきっずのホームページ(上記)参照

神奈川県里親会
会長 渡辺 余旨子

1954年発足。より適切な養育を目指した
研修会や相談活動、広報や市民講座等の周
知啓発活動を実施。

〈連絡先〉藤沢市みその台1-3 聖心の布教姉妹会 聖園子供の家気付

☎090-5813-8433 (事務局)

E-mail foster_kanagawa1@yahoo.co.jp

URL <http://fosterkanagawa31.web.fc2.com/>



◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体
等の方から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

里親になりませんか！子どもたちに家庭を！

家庭で生活できなくなった子どもたちのために、家庭
を提供し、愛情と理解をもって育てるのが里親です。

社会的養護の必要な子どもたちは、全国に約37,000名
います。この子どもたち全てに育ての親がいてほしいと
思いますが、乳児院・児童養護施設で生活していて、里
親委託はわずか1割というのが現実です。本県全体では、
政令指定都市と中核市も含めると、里親登録された家庭
が416あり、286人の子どもたちがそこで生活しています。

家庭で生活できなくなった要因としては、親の病気・
離婚・虐待・ネグレクトなどがありますが、その背景に
は、社会性の乏しさ・貧困・不安定な就労・育児不安・
地域からの孤立などと推察できます。

親と離別して生活しなければならない子どもたちは本
当に困っています。特に幼い子どもたち(0歳から6歳)
は、特定の養育者が関わることで、適切な愛着関係を結
ぶことができるのですが、実親の同意が得られないとい
う理由で、里親に委託されないケースが多くあるよう
です。乳児院では子どもたちは手厚く養育されていますが、
職員の異動は避けられませんか、3歳での児童養護施設
への措置変更などで、再び養育者との別離を味わうこと

になります。児童相談所には、実親の親権よりも子ども
の権利に立った判断と行動を望みます。

このように環境に翻弄された子どもたちは、難しい問
題を抱えてしまうため、里親家庭でも、さまざまな問題
を引き起こすことがあります。熱意や愛情だけでは対処
できないこともあるため、私たち里親会では、研修会を
開き養育技術の習得に努めるとともに、里親サロンや
グッチカフェを開いて、日ごろの子育ての悩みを語り合
い、一人で悩むことがないように努めています。

厚生労働省は、里親委託率を平成26年度までに16%、
その後10年間で30%以上に引き上げることを打ち出しま
した。里親が増えてほしいと期待する一方で、急激に増
えて里親の質が低下しないように、心がけなければなり
ません。難しい問題を抱える子どもたちが増えることを
推定すると、さらなる里親支援体制は不可欠です。

要保護児童を増やさないためには、将来親になり、家
庭をつくるための学びの場や、自立支援・就労支援・生
活力充実の支援など、地域のネットワークからこぼれ落
ちない方策を模索していく必要があると思います。

しせつの損害補償

プラン1。施設業務のための補償②

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>



個人情報漏えい対応補償

この補償制度では、施設利用者の個人情報を漏えいし、施設(法人)が法律上の賠
償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)の損害賠償金等を補償します。ま
たこの補償は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人のみを対象としています。

◆補償金額

	Aタイプ
第三者への損害賠償に関する補償*	期間中てん補限度額 3,000万円
ブランド価値のき損を防止・縮減 するための補償*	期間中 100万円
免責金額(自己負担額)	0円

◆年額保険料(掛金) 保険期間1年

法人で運営して いる施設定員数	Aタイプ
~50名	27,000円
51名~100名	34,000円
101名~150名	41,000円
151名~200名	48,000円
以降1名~50名 増ごとに	4,000円

- 補償内容**
- 第三者への損害賠償
 - 弁護士費用等の訴訟費用
 - ブランド価値のき損を防止・縮減するための費用

※介護老人保健施設、有料老人ホーム、病院および適高高齢者専用賃貸住宅は補償対象となりませんので定員数には入りません。
※訪問介護など施設業務(サービス)以外の事業の利用人数や施設の職員数は合算する必要はありません。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。

団体
契約者 社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱
代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(個人情報取扱事業者賠償責任保険)です。(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

*第三者への損害賠償に関する補償およびブランド価値のき損を防止・縮減するための補償は、縮小てん補割合 90%でお支払いします。 (SJ10-11485, 2011/2/9)

福祉社会をひろく 県社協60年

【第九回】 社協らしい 連携・協働の取り組みを目指して

―市町村社協との連携・協働の原点をたどりながら―

核家族化の進行や人間関係の希薄化など、いわゆる「都市型」といわれる地域性の中で、本会は市町村社協と共に、一人ひとりの生活問題の解決に向けた住民活動の組織化を推進してきました。そこで今号では、市町村社協と本会との協働の原点を振り返り、社協による地域福祉推進のあり方について考えます。

小地域福祉活動の始まり

社協の小地域福祉活動の原点を紐解くと、政策面の動きは、昭和三十年代にさかのぼります。全社協の「市区町村社協当面の活動方針」に前後して、厚生省（当時）は保健福祉地区対策構想を打ち出し、小地域の組織づくりや活動促進に向けて「地区組織活動推進地区設置事業」が全国展開されました。

本県においても地区指定が進み、昭和三十四年から五十二年度までの間、推進地区の合計は百十九カ所に上りました。

当時の川崎市柿生地区社協の取り組みを見ると、社会調査を通して、乳幼児の健康、寄生虫の駆除、環境衛生への住民意識が低いこと等の地域課題を分析し、①保育所の設置運動、②離乳器・哺乳瓶やベビーサークルの設置、③乳幼児研究・検診、④母親クラブの結成等を行っていたことが分かります。

時代のニーズに沿った事業展開

推進地区の取り組みが進む一方、「もはや戦後ではない」と称されたこの時代、保健衛生や貧困の課題に限らず、戦争により財産を失った高齢者や、大家族制度廃止後の高齢者の支援に関する議論が始まっていました。

昭和三十八年には、老人福祉法により「老人家庭奉仕員」が制度化されるなど、核家族化や高齢化による生活課題は、ますます浮き彫りとなります。そして昭和四十八年のオイルショックを契機に、日本経済は低成長へと一変し、住民参加による地域福祉や、コミュニティの役割が注目され始めました。

そのような中、本県は昭和五十九年、地区・市町村・県域の三層構造で、それぞれの機能と役割を明確化する「地域福祉推進事業」を開始しました。この事業がきっかけとなり、多くの市町村社協は、高齢者の生活調査等を



昭和30年代の社協活動は、乳幼児検診や病気予防など、地域ぐるみの衛生教育を中心に展開されました

実施し、その結果に基づいて、ボランティアの育成、当事者の組織化、入浴・給食・送迎等の在宅サービス等の始動につながりました。このように、社協は福祉政策と連動しつつ、

時代のニーズに応じて直接支援サービスを展開してきました。しかしその一方で、会員組織を持つ協議体として、また民間の運動体としての機能をどのように発揮していくか、在宅福祉サービス等の事業とのつながりや運営のバランスのとり方を課題としていました。

そこで本会は、市町村社協と共に、社協らしい取り組みや、それを支える組織のあり方について検討を重ねてきました。

組織・事業を生かした活動を目指して

【社協発展計画】

在宅福祉サービスが進められる中、本会は市町村社協の計画的な組織・事業展開を目指し、「社協発展計画」策定を働きかけました。昭和五十七年には「市区町村社協発展計画策定委員会」を設置し、その検討結果を踏まえ、



社協活動マニュアル第13号「いま、社協職員に求められるものは…」では、「人の暮らしがみえたとき仕事がみえてきた」「忘れてならない基本は『当事者の生活実態と参加』」など、地域に根づいた取り組みを強調しました

本会地域部会（現在の市町村社協部会）と協働して「社協発展段階表」「社協活動マニュアル（全十五号）」を作成しています。

社協活動マニュアルの第一号は、「社協ってなんのためにあるの？」と題し、社協活動に住民の理解と支持を得ていくために、民間活動の取りまとめ役となる社協が必要となった背景を整理し、「サービスの受け手」から「福祉を創り出す主体」へ「くつに足を（制度優先）」ではなく、「足にくつを（生活優先）」あわせる福祉へ」など、社協の目指す地域福祉のポイントをまとめ、県内の社協職員に発信しました。

【総合相談窓口の設置】

平成三年から十二年度までの間、県内の十三市町村協では、「ふれあいのまちづくり事業」を実施しました。これは在宅福祉サービス

スの実践を踏まえ、相談から問題解決までをつないでいく、実効性のある「総合的な福祉サービスの供給体制」を社協に確立していくという事業で、先に挙げた「足にくつをあわせる福祉」を目指した内容でもありました。

平成七年の「地域生活支援センター運営事業連絡会議」では、「ニーズを総合的に把握できる相談体制が組まれているか」「新たな福祉インフラに属するような相談を受ける問題意識を持っているか」「相談事業の成果が他の社協事業に生かされているか」などの、この事業に取り組んだ社協の課題を整理しています。

【社協組織のマネジメント】

平成十二年の社会福祉法成立により、社協は地域福祉推進を役割とする組織に位置づけられました。一方、地域福祉権利擁護事業や基幹型在宅介護支援センター事業、介護保険事業など、市町村社協の事業は拡大していきました。

そこで本会市町村社協部会では、幅広い事業展開に対応するため、平成八年に市町村社協の活動指針である「地域福祉プラン21」かながわ指針」を策定するとともに、さまざまな事業を連動させ、より社協らしい事業を推進していくために、自主点検や財源のあり方、理事会改革を中心とした社協のトップマネジメントのあり方を検討し、市町村社協に提案しました。

そして平成十八年、同部会は、理念と事業、

組織運営が一体となった社協を目指して、社協の組織運営全般の課題を取り上げた「社協がみんなの社協」であるために市町村社協組織運営基盤強化指針」をまとめています。

この指針のタイトルにある「みんなの社協」とは、社協は事務局だけのものではなく、住民・関係者の組織であるという思いが込められており、事務局を中心とする狭い意味での社協組織の存続のためだけでなく、住民・関係者の組織として、地域の課題を把握し、具体的な課題解決のための協働を進めていくことの必要性、そのための組織運営基盤の充実に向けた指針としています。

社協らしい連携・協働を進めるために

社協は創設以来、時代のニーズに合わせて何度となく活動の方向性等の見直しが行われてきた。そのたびに本会は市町村社協と共に、社協活動の原点である「住民主体の原則」や「組織化活動」に立ち返り、地域における社協の役割や意義を見直し、社協の組織と活動のあり方を探ってきました。

地域福祉の推進主体の多様化がみられる中、ともすると細分化されがちな現状を踏まえ、会員の皆さまを始めとするさまざまな方々との連携のもと、市町村社協と共に、身近な地域の中で「住民ニーズを原点とした、より社協らしい取り組み」を進めていくことが本会の役割と考えます。

（企画調整・情報提供担当）

震災を風化させないために

平成23年度施設部会研修会開催

東日本大震災から九カ月が経ち、報道等で被災地の姿を映す機会も減ってきましたが、復興に向けた活動はこれからであり、県内福祉施設による支援活動が続いています。

こうした被災地の現状や支援活動を共有し、今できることを考える機会として、去る十一月十四日、施設部会研修会「施設における災害支援（東日本大震災への支援を通して）」を開催し、七十名を超える参加がありました。

研修会は山川保部会長（白十字会林間学校施設長）の挨拶と黙とうで始まり、森下浩明さん（障害者支援施設ゆう施設長）、岩壁信行さん（特別養護老人ホーム等々力副施設長）、江森幸久さん（更生施設民衆館施設長）の三名から、それぞれが行った支援内容の報告がありました。

森下さんは、初動期の四月、情報不足の中で行われた宮城県での活動状況を報告し、半年にわたる職員派遣の様子や、そのチームづくりの難しさについて語りました。

続いて岩壁さんからは、福島県か

らの被災者を自施設の入所および通所施設で受け入れた際の支援内容の報告がありました。

江森さんは、更生施設の特長に沿った相談支援を宮城県の災害支援ボランティアセンターにおいて発揮したと、これからの支援を継続していくと方針を語りました。

その後の意見交換では、被災時における地域社会とのつながりの大切さ、広域での協力体制構築の重要性、今すべきことを示すことのできる人材や、コーディネート機能を発揮できる人の配置の必要性について示唆され、これらを日ごろから培っていくことが被災時にも生かされるとの意見がありました。

また、「時間の経過とともに、震災を風化させてはいけない」「それぞれの支援を通じて得た縁を今後につなげ、つながる主体となっていくことが大切」であることを共有し、研修会を締めくくりました。

本会としても、会員施設を中心とする皆さまとの協働のもと、今後さまざまな経験を踏まえた研修や支援を行ってまいります。

（社会福祉施設・団体担当）

福祉・介護の就職活動を支援します！

「かながわ福祉人材センター」の取り組み

「福祉の仕事を探しているけれど、なぜか採用にならない」「なかなか適性のある応募者が集まらない」短期間で退職してしまう」。

福祉・介護の現場では、慢性的な人手不足が続いています。ハローワークを始め、就職支援に積極的に取り組んでいます。が、ミスマッチによりなかなか雇用に結び付かないといった状況が見られます。

本会かながわ福祉人材センター（以下、「人材センター」）で毎年行う人材確保に関する需要調査における人材確保の設問では、「応募者が少ない」「仕事への理解が不足」「無資格でも就労意欲のある人への支援が必要」といった回答が近年目につきます。

人材センターでは、これらのミスマッチ解消のため無資格・未経験者や就職活動に不安のある方への支援として、施設職員の体験談を聞き自由な雰囲気の中で質問ができる「福祉の仕事を知る懇談会」や、施設で三日間の体験を行う「福祉・介護の職場体験」を実施しています。（今後の



懇談会では、施設職員と参加者の意見交換を行っています

実施予定は十一面参照）

求職者が、①体験談を聞く、②施設現場を知る、③求人施設に応募する、というステップを踏むことで、仕事への理解が深まり、就職活動が円滑になるだけでなく、早期離職の防止にもつながるものと考えます。また、求職者の不安や迷いを解消することを目的に、就職活動支援パンフレットの発行も予定しています。

福祉の仕事に関心をもった方々が現場の仕事を十分に理解し、また自信をもって就職活動に臨めるよう、人材センターは、今後も法人・施設と連携しながら、福祉・介護の人材確保に取り組んでいきます。

（かながわ福祉人材センター）

福祉就職活動支援パンフレット一覧 （発行予定）

「今、福祉施設はこんな人材を求めている」
「履歴書は心の鑑（かがみ）！」
「面接はあなたの人柄をアピールする舞台（ステージ）」
「一年の流れを制する者は就活を制す！」
「世代別 就活大作戦！（若さに求められていることは何か？／これまでの人生経験はどのように役立つか）」
「福祉現場の実態を知ることこそが就活の第一歩」
「初めて福祉と出会うあなたへ」

福祉・介護の就職支援事業のご案内

福祉の仕事に関心のある方、福祉分野への就労を希望される方の就職活動を支援します。(関連記事10面)

「福祉の仕事を知る懇談会」

◇日時＝①1月12日(木) ②1月28日(土) ③2月4日(土) (いずれも午後1時～4時)

◇会場＝①湘南医療福祉専門学校(横浜市戸塚区)、②YMCA福祉専門学校(川崎市多摩区)、③かながわ県民センター(横浜市神奈川区)

◇定員＝各回35名(事前申込制)

「第3回福祉のしごとフェア」

◇日時＝2月8日(水) 午前9時30分～11時30分(福祉の職場就職支援ガイダンス)、午後1時～4時30分(福祉施設等就職相談会)

◇会場＝大和市保健福祉センター

「福祉・介護の職場体験」

◇日時＝2月末日まで都度調整
◇期間＝原則3日間
◇体験先＝求人募集をしている法人・事業者から選択

◆「福祉・介護の就職支援事業」の問合せ先＝本会かながわ福祉人材センター
☎045-312-4816
FAX045-313-4590
URL <http://www.knsyk.jp>

身体障害者のための無料運転教習のご案内

就職に向けて自動車運転免許の取得を希望する身体障害者を対象に運転教習を行います。

◇入所日＝1、4、7、10月の月初日

◇教習期間＝3カ月(身体障害者専用の寮あり)

◇会場＝身体障害者運転能力開発訓練センター(埼玉県新座市)

◇対象＝身体障害のある方

◇費用＝教習費は無料(検定料など自己負担は3万5千円程度)

◇申込締切＝入所日前月の15日

◇問合先＝身体障害者運転能力開発センター(通称:東園(あずまえん))

☎048-481-2711

FAX048-481-6578

URL <http://www.azumaen.or.jp>

平成23年度パソコンボランティア指導者養成事業(東京研修)のご案内

障害のある方にパソコンの使用方法を教えるボランティア養成のための研修会を開催します。

◇日時＝2月25日(土)～26日(日)

◇対象＝①～③をすべて満たす方。
①日常的にパソコン操作をしている、②指導者として障害者のパソコンボランティア養成に携わる意欲がある、③マイクロソフトWindowsの基本的なキーボード操作ができる

◇定員＝20名 ※先着順

◇費用＝4000円(資料代)

◇申込締切＝2月11日(土)

◇申込方法＝ウェブ上のページに必要事項を入力して申込み

URL <http://www.jsrpd.jp/ic/pcv/>

◇問合先＝(公財)日本障害者リハビリテーション協会情報センター パソボラ事務局

☎03-5273-0796

FAX03-5273-0615

E-mail pcv@list.jsrpd.jp

「平成24年度経済センサスー活動調査」にご回答をお願いします

経済センサス活動調査は、全国全ての企業・事業所を対象とする「経済の国勢調査」です。

◇調査方法＝支社等のない事業所等には、調査員が直接訪問し、調査票を配布、回収します。支社等を有する企業等には、国、県、市が、本社等に調査票を郵送します。調査票は平成24年1月末日までにお届けしますので、2月1日以降提出してください。

◇問合先＝県統計センター

☎045-210-3233、3217、3221

コールセンター☎0120-44-1034

寄附金品ありがとうございました

〈一般寄附金〉協隆志

〈交通遺児援護基金〉高津区交通安全対策協議会、神奈川県設計協同組合連合会

〈子ども福祉基金〉佐藤和成

〈ともしび基金〉(株)奥津産業、井上俊之助、(福)横浜YMCA福祉会、(株)ウチムラ

(合計314,219円)

〈寄附物品〉横浜MM21ロータリークラブ、日本シャクリー(株)、神奈川県定年問題研究会

(いずれも順不同、敬称略)

地域福祉(ともしび)推進助成金 申請受付中!

◆助成金15万円以内

⇒12月末日まで随時申請受付

【問合先】本会ともしび運動推進担当

☎045-312-4813



一社会福祉施設の設計監理一 株式会社 安江設計研究所

東京都港区高輪2-19-17-808

Tel 03(3449)1771(代) / Fax 03(3449)1772

E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp

URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください



お気軽にご相談ください!

株式会社 **あんざい**

横浜市港南区下永谷3-24-29

TEL 045-822-8497

FAX 045-824-1303

mail: anzai@p-anzai.jp

子どもの自立への道のりを支援

自立援助ホーム「みずきの家」(南足柄市)

自立援助ホームは、義務教育修了から二十歳未満の子どもで、働きながら自立する意志を持ち、身寄りがなく、虐待など親との関係が悪く同居が困難、といった事情がある子どもたちに対し、共同生活を含む住居において、就業の支援等、日常生活上の相談や援助を行う児童福祉施設です。

働きながら自立を目指す場

「みずきの家」は、平成二十二年六月に、(N)子どもセンターてんぽを運営母体に、県内三カ所目の自立援助ホームとして、女子六名の利用定員でオープンし、現在四



「みずきの家」ホーム長の加藤さん(左)ご夫妻。日々子どもたちと接する中で、立に向けて何が必要かを、一人ひとりの時間をかけて伝えようとしています

名の利用者が共同生活を送っています。カラーコーディネートやバリアフリーも考えられた真新しい建物で、リビング・お風呂・トイレなどは共用ですが、それぞれの居室は個室となっています。

利用者は、ここで生活しながら支援を受けて仕事を探し、働いて得たお金の中から食費や光熱水費として毎月三万円の利用料を払います。そして、おおむね一年間のうちに貯金をして、アパート生活など次のステップを目指します。

狭間に置かれた子どもたち

自立援助ホームは、児童養護施設退所児童のアフターケアの場として始まりました。半世紀を過ぎた今日、自立の意味やその課題は変化し、全国的に、被虐待、発達障害、精神科通院、少年院からの身元引き受けなど、さまざまな困難を抱えた子どもたちを引き受けている実態があります。

ホーム長の加藤さんは「小さい頃から、もっと適切な支援を



玄関前にはシンボルの「みずき」

受けて育ってきたら、と思うことが少なくありません。また、親代わりのように甘えられることもありますが、自立へのステップを考え、悩みながらも一定の節度を持って日々接しています」と言います。

厚生労働省は、平成二十六年までに自立援助ホームを百六十カ所設置する目標を掲げていますが、「みずきの家」では、自立援助ホームが増えるだけでは解決しないと考えています。

「アパートで自立しようとする子どもを支援する場、障害児や、ひきこもりがちなる子どもを支援する場など、さまざまな場が地域のあちこちに増えていき、挟間をなくしていかなければ」と加藤さん。「みずきの家」は、子どもたちの過去と未来を見据えています。

(企画調整・情報提供担当)

◆自立援助ホーム「みずきの家」
〒250-0124 南足柄市生駒75
☎0465-43-8302 FAX0465-43-8258
URL <http://tempo-kanagawa.org/>

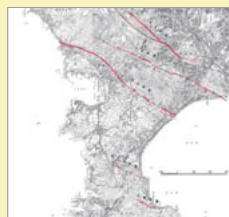
防火管理者の皆様へ

消防用設備等点検時には**無償**で点検推進指導員を派遣し防火管理者の立会を支援いたします。

三浦半島断層群

(執筆) 神奈川県温泉地学研究所 杉原英和次長

前回、地震発生確率の話の中で三浦半島断層群について触れました。三浦半島断層群は図のように三浦半島に分布しています。文部科学省地震調査研究推進本部(以下「地震本部」)では、北側の3本を主部とし、南側2本を南部と呼んでいます。主部と呼ばれる断層が活動的で、30年発生確率が最大で11%と評価されているのも、そのうちの北から3本目の主部・武山断層帯の評価であり、今後の地震発生も懸念されるところです。ただし、県や大学等の調査結果から本断層群は地下で収れんし、フィリピン海プレート上面境界から派生している断層という見方も出されており、その場合は南関東地震と連動して活動する可能性が考えられます。



<三浦半島断層群分布図>
北側から衣笠断層、北武断層、武山断層、南下浦断層、引橋断層と呼ばれる。

消防用設備の 安心を保障します



(財)神奈川県消防設備安全協会
☎ 045-201-1908

「福祉タイムズ」への「ご意見・ご感想」をお待ちしています！
kakaku@knsy.jpまでお寄せください。

発行日 2011年平成23年12月15日 毎月1回15日発行 発行所 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4番地の2
社倉福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 TEL 045-311-1423 FAX 045-312-6302 編集発行人 鈴木和夫

印刷所 株式会社 神奈川機関紙印刷所